

(要望項目)

(1) 島田中央ビル跡地 (旧ジャスコ島田店跡地) の開発について (継続)

平成 11 年 9 月にジャスコ島田店が閉店して以来、空き店舗となっていた島田中央ビルは、所有権が民間事業者に移り、去る 6 月に解体工事も終了、11 月のマンション (地上 10 階建て) 建設工事着手工を目指して地元説明会が開催されたと聞き及んでおります。

ご承知の通り、島田中央ビル跡地は、平成 11 年 3 月に県下で最初に策定された島田市中心市街地活性化基本計画及び平成 11 年 12 月に認定を受けた TMO (中小小売商業高度化事業) 構想において、中心市街地活性化の要所に位置付けられており、また、交通体系上から見ても、都市計画道路横井中央線と主要地方道島田吉田線が交差する本通商店街の角地に当たることから、新たな賑わいを創出する施設を設置することが可能な場所であり、島田中央ビル跡地の開発は、非常に重要なものであると言えます。

市におかれましては、民間事業者によるマンション建設計画が、周辺住民や商業者等の意見やコンセンサスを得た上で進められ、中心市街地の活性化に寄与するものになるよう土地利用及びまちづくりの両面から適切な指導を行って頂きたいと要望致します。

(回 答)

島田中央ビル跡地が本通商店街の中心部で、主要幹線道路が交差する角地に位置し、新たな賑わいを創出する施設の設置が可能な場所であることは認識しておりますが、あくまで民間事業者の所有土地であり、民間事業者による分譲マンション建設計画については、市が土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づく審査及び承認を行い、適正な施行を指導しております。

中心市街地の活性化という面から考えますと、マンションの建設により、当該地区への多世代の人口増加が期待できますので、近隣の商業者がこれを好機と捉え、商店街の魅力を積極的にアピールしていただきたいと考えます。

また、島田商工会議所においても、行政と連携し、近隣商業者の積極的な活動を支援していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

(要望項目)

(2)まちづくりや地域コミュニティ形成を促進させる条例の制定について (継続)

商店街(会)は、商品の販売やサービスの提供だけでなく、地域の防災・防犯やお祭り等を通じて、地域コミュニティの担い手としての役割を果たし、近年では高齢者・子育て支援や環境・リサイクル活動を行う等、地域にとって必要不可欠な存在であると言えます。しかしながら、全国津々浦々の商店街(会)では、その構成員たる個店の移転・廃業や経営者の高齢化及び後継者不足等の要因により、商店街(会)活動が低下し、将来的には活動の維持さえも危惧されている状況にあります。

こうした背景を捉え、本県では、商店街(会)で営業している大型店やチェーン店等に対し、商店街(会)活動への積極的参加や地域貢献を求める「静岡県商店街振興及び活性化条例」を平成 25 年 4 月に施行しました。しかし、同条例はあくまでも理念条例であるため、個別具体的な内容は、地域の実情を踏まえた上で県内各市町において別途条例を制定するよう県として提唱されております。

市におかれましては、既に「にぎわい商店街支援事業補助金」、「地域産業振興補助金」等の支援を講じて頂いておりますが、同条例において行政の役割として挙げられている商店街の振興及び活性化を図るための施策として、市独自の商店街活性化条例を早急に制定して頂きますよう引き続き要望致します。

(回 答)

商業振興条例制定としましては、静岡県が昨年度制定した「静岡県商店街振興及び活性化条例」や平成 23 年 3 月に静岡市にて制定された「静岡市商業の振興に関する条例」があります。

これは、商業の振興を図るための基本理念、関係者の責務及び市の商業の振興の施策の基本となる事項を定めているもので、強制的なものではなく、あくまで協力を求める内容になっております。

経済を取り巻く環境が非常に厳しい状況の中で、商業環境を守っていくためには、地域の活性化やコミュニティの育成を図り、事業者と商店街団体、地域経済団体、市及び市民の責務等を明らかにする条例等の制定もひとつの手法であると認識しておりますので、今後、近隣市町の動向を見ながら、条例の制定がどのような影響や効果をもたらすか検証していきたいと考えております。

(要望項目)

(3)市内中小企業に対する業務発注率の維持向上について (継続)

市発注の公共事業につきましては、一部工事の入札制度の改革を行って頂き、また、建設機資材及び一般物品の購入や各種委託業務につきましても、市内中小企業へのご配慮を頂いております。しかし、建設関連業界においては、国レベルで公共工事予算の削減が続いており、当地においても富士山静岡空港・新東名高速道路等の大型案件の終了等も相俟って、公共工事への依存度が高い中小建設関連業者は大変厳しい状況にあります。

元来、建設関連業界は地元密着型の産業であり、社会基盤を築く基幹産業であると同時に、地域経済及び地域雇用を支えておりますが、こと雇用の観点から申し上げますと、前述の厳しい経営環境にあつて、建設関連業界への就職者数は大幅に減少して来ており、このままでは建設専門分野における後進の育成が出来ず、技術・技能の伝承が滞ってしまうことが懸念されます。

また、小売業をはじめとするその他の業界においても、1989年からの日米構造協議に端を発した規制緩和が年を負う毎に進み、全国各地で様々な業界が疲弊する大変厳しい状況に陥っているにもかかわらず、地域における自治会活動やコミュニティの担い手として懸命に地域活性化に寄与しておりますが、一向に明るさが見えない経済情勢の中、後進（後継者）の育成は勿論、若年労働者不足に悩まされております。

つきましては、市発注の公共工事、建設機資材及び一般物品の購入、各種業務委託に係る地元への発注率を一層高めて頂くことが、市内各業界の活性化を呼び起こし、ひいては後進（後継者）の育成と若年労働者層の雇用の確保に繋がると考えますので、特段のご配慮を賜わりたく要望致します。

(回 答)

現下の厳しい経済情勢の中、国・県においても「地域の雇用確保や地域経済発展のため、地元中小企業等への受注機会の拡大に配慮するよう。」周知されております。

市におきましても、地元中小企業の受注機会を確保することは極めて重要であることと認識し公共工事の発注については、市内業者を優先した指名競争入札や市内業者のみによる格付公募型一般競争入札を積極的に実施しております。

また、島田市では、25年4月に大幅に上昇した静岡県の労務単価を即座に適用し、適正な価格での契約及び技能労働者等への適正な水準の賃金の支払い等を促進する措置を講じております。技能労働者の減少や若年労働者不足の大きな原因には、建設投資の大幅な減少に伴うダンピング受注と下請へのしわ寄せ等による技能労働者の就労条件の悪化が考えられます。こうした現状を踏まえ、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させ設定された新しい労務単価の使用を徹底しております。

災害等が発生した場合の地元業者による応急的な復旧、資材等の調達は地域の安心にもつながります。今後も、公共工事をはじめ物品購入・各種業務委託についても、地域活性化及び災害の対応などの観点から市内業者に発注するよう努めてまいりたいと考えております。

(要望項目)

(4) 地元中小製造業の工業用地の確保・整備及び工場跡地の有効活用について(継続)

市におかれましては、工業用地の確保・整備について、初倉・中河地区及び新東名高速道路 I C 周辺の土地について関係機関と調整を図りつつ、開発の調査を進めて行くとのことですが、地元中小企業の近代化促進及び市外移転防止のため、工業用地の確保・整備について引き続き要望致します。

また、過去 10 数年の中で、市内大手企業の工場跡地（用途地域指定：準工業地域）に商業集積（施設）が建設される事例が多発しております。市が中心市街地の活性化とコンパクトシティを推進している一方で、郊外への商業集積（施設）の立地は、まちづくりの観点からも好ましいことではありませんし、平成 11 年 3 月に策定された中心市街地活性化基本計画に基づき、今まで費やしてきた時間と投下された税金が無駄と化してしまう恐れがあります。

市におかれましては、都市計画法上の特別用途地区の指定を活用し、準工業地域における延べ床面積 1 万㎡超の大型集積施設の建築規制（平成 24 年 3 月 30 日決定）を行なっていますが、これは 9,999 ㎡までの集客施設は立地可能ということを意味しております。しかし、平成 24 年度の県内全市町における大規模小売店舗立地法に基づく届出 17 件の平均店舗面積は 3,083 ㎡という結果が出ており、この 1 万㎡超の建築規制は、現実とは大幅に乖離しております。

特に、当市のような人口 10 万人程度の中小都市においては、1 万㎡超の建築規制では、「規制」の内には入らず、準工業地域における商業集積（施設）の立地は正しく「野放し」に近い状態と言っても過言ではありません。

以上を踏まえ、準工業地域において、商業施設は用途地域指定上、立地可能な施設ではありますが、工場跡地の活用につきましては、元来、島田都市計画で定められた工業系の活用（施設）が出来るよう市として具体的な対応を講じて頂きたい併せて要望致します。

(回 答)

新たな工業用地の確保・整備につきましては、初倉・中河地区の都市計画法上の工業地域の整備について、検討に着手したところです。また、新東名高速道路インターチェンジ周辺の土地についても庁内に検討チームを立ち上げ、開発のための調査を進めており、関係機関との調整を図りながら、開発可能地を選定していきます。

当面は、市内の工場跡地や遊休土地について、適宜情報提供を行い、市内外の企業誘致を進めてまいります。

次に準工業地域における土地利用については、市としても中心市街地活性化の観点から、工業系土地利用が望ましいと考えており、1 万㎡を超える商業施設立地の制限をしておりますが、都市計画法の用途制限に基づき一定規模以下の店舗等の建築は拒めない状況にあり、利用制限等を講じることは困難な状況にあります。

本市では、平成 21 年度に策定した島田市都市計画マスタープランの目指すべき都市像である集約型の都市構造の実現を目標に土地利用の誘導を図っているところであります。

平成 18 年のまちづくり三法の改正によって、10,000 m<sup>2</sup>を超える大規模集客施設の立地の規制が強化されており、商業地域、近隣商業地域、準工業地域のみが立地可能になり、3,000 m<sup>2</sup>から 10,000 m<sup>2</sup>までが第二種住居地域、準住居地域、工業地域、白地地域となっております。

このような中で、本市としましては、中心市街地活性化基本計画の認定を視野に入れつつ、集約型の都市構造の実現を図るために、準工業地域における大規模集客施設の立地を規制したところであります。さらに、10,000 m<sup>2</sup>以下の店舗についても規制を強化することは、他の用途地域など都市全体のバランスから適当ではないと考えております。

(要望項目)

(5) 地域への波及効果が高い企業誘致について (継続)

市におかれましては、今後も大井川の豊富な地下水を活かした食品製造や飲料水関連企業を積極的に誘致して行くとのことですが、南海トラフ巨大地震による津波被害等の懸念や新東名高速道路島田金谷 I C 及び東名高速道路吉田 I C への交通アクセスの良さからも内陸部に位置する当市の企業立地の優位性は、益々高まっていくことと思われま

す。よって、今後の企業誘致については、これらの優位性を充分踏まえ、自社工場内において完成品まで製造を行う傾向が強く、地域への波及効果が少ない食料品や飲料水関連の企業に固執せず、市内中小企業への発注が期待出来る裾野が広い企業 (業種) を念頭において誘致を進めて頂きたいと存じます。

裾野が広い企業を誘致することは、雇用の創出や固定資産税をはじめとする税収効果に留まらず、市内中小企業のビジネスチャンス創出にも繋がるものと考えますので、その点を敢えて指摘させて頂いた上で引き続き要望致します。

(回 答)

御指摘のとおり、島田市の優位性に加え、新東名高速道路・島田金谷インターチェンジの供用開始、国道 473 号の 4 車線化、国道 1 号バイパス (佐夜鹿～野田) の 4 車線化、国道 473 号バイパス (金谷御前崎連絡道路) の新設事業など、島田市を取り巻く環境は大きく変貌していくことが予想されます。

今後もこれら優位性に加え大井川の豊富な地下水を活かし、市内への企業誘致を積極的に図っていきたいと考えております。

また、企業 (業種) につきましては、食品製造や飲料水関連企業は原材料となる地元農産物や、製造時に必要とする包装紙や梱包材、物流、印刷など、地元への波及効果が期待できますので、今後もこれらの業種を含め、市内中小企業のビジネスチャンス創出にも繋がる裾野が広い企業 (業種) を念頭において取組んでいきたいと考えております。

(要望項目)

(6)小規模事業者経営改善資金(マルケイ資金)に係る市独自の利子補給について(継続)

商工会議所及び商工会が融資申込企業を調査・審査し、日本政策金融公庫に推薦することによって融資される「小規模事業者経営改善資金(マル経資金)」は、小規模事業者の資金繰り円滑化と経営上の課題解決を併せて支援する事業として、昭和 48 年に国が政策的見地から創設した融資制度であり、今日においても極めて重要な役割を担っております。アベノミクスの効果により全国的に資金需要が上向き傾向ではあるものの、今後も小規模事業者を取り巻く経済環境は、消費税増税による価格転嫁対策等、依然、厳しい局面が続くことが予測され、マルケイ資金の活用による金融面での経済支援はより一層重要となって参ります。

このような中、国が定め、商工会議所や商工会が行っている「経営改善普及事業」の実効性の確保と同資金利用者の財政負担の軽減を図るため、同資金利用者に対する利子補給制度を設けている商工会議所・商工会も年々増加して来ていることから、当所においても平成 22 年度に当所独自財源による利子補給制度(但し、会員事業所限定)を創設したところであります。

一方、行政レベルにおいてもマルケイ資金利用者に対する利子補給制度を創設する市町が平成 24 年度時点で、日本政策金融公庫静岡支店管内(富士川以西～川根本町)において、既に 5 市(静岡市・富士市・焼津市・藤枝市・牧之原市)・2 町(吉田町・川根本町)が独自の利子補給制度を設け、小規模事業者を支援しております。

以上を踏まえ、現在当市が行っている中小企業事業利子補給制度(対象:市小口資金・短期経営改善資金)の対象に是非マルケイ資金も加えて頂きますよう強く要望致します。

(回 答)

小規模事業者への資金繰りの支援は、国、県、市で様々な対策がなされています。当市においては、小口資金及び短期経営改善資金の利子補給制度を設けております。

小口資金は、利子補給率を近隣市よりも高く設定しているため融資利率が 1.40%と低く、さらに信用保証料の補助もあることから借り易い資金となっていると考えます。小口資金の融資件数はここ 3 年増加し続けており、市の施策として効果を上げているものと思います。

しかし、中小企業金融円滑化法が終了し、今後も小規模事業者を取り巻く経済環境は厳しいままであることも予想されることから、市独自の利子補給制度の創設につきましては、今後の経済状況を見ながら導入に向けた検討・調整等を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

(要望項目)

(7) 島田防災計画のうち原子力災害対策に係る詳細計画の策定と住民への周知徹底について (継続)

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、我が国に未曾有の被害をもたらしました。

特に、福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による影響は大きく、発災後 2 年 6 か月が経過した現在においても、多くの住民が避難生活を余儀なくされており、復興への道のりの厳しさを見せつけております。

この災害を受け、本県では平成 25 年 2 月に静岡県地域防災計画を見直し、この中で島田市の大方の区域は緊急時防護措置準備区域 (UPZ) に定められることとなりました。

また、これを受け、当市では平成 25 年 3 月に島田市防災計画原子力災害対策編を策定され、対策の基本的な方向を示されましたが、具体的な詳細計画については明示されておりません。

福島における深刻な状況を踏まえた上でより一層精査された計画の策定が求められており、過酷事故に代表される緊急事態の発生に伴う避難計画等は、極めて重要なものであります。こうしたことから、原子力災害対策編に係る詳細計画の早期策定と島田市防災計画原子力災害対策編の市民に対する周知徹底に努めて頂くよう強く要望致します。

(回 答)

県は、避難先市町、避難手段、避難ルートを定めた「広域避難計画」を策定するため、現在、県内市町や近隣都県と折衝を重ねています。また、避難は原発から近い地域 (PAZ: 概ね 5 km 圏) から開始されることから御前崎市・牧之原市をはじめ関係 11 市町との連携も重要となってきます。

島田市は、この「広域避難計画」が策定されますと、市民の避難先となる県内外の市町に出向いて、避難施設や受入れ可能避難者数等の調整を行い、平成 26 年度末までには、市の「避難計画」を策定したいと考えていますが、現時点で広域避難計画が策定される時期が分かっておりません。

原子力災害の特殊性を踏まえると「避難計画」は重要でありますので、広報誌・ホームページ・自主防災会長委員長会議・市政出前講座をはじめ、様々な媒体で市民の皆様に周知してまいります。

また、原子力災害から市民の安全を確保するため、浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定について、地元 4 市 (御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市) を除く UPZ 圏の 7 市町 (島田市、藤枝市、焼津市、袋井市、磐田市、吉田町及び森町) は、中部電力(株)と早期の締結を目指します。



(要望項目)

(8) JR 東海道線六合駅周辺への市営駐輪場の整備と南口周辺の用途地域の変更について  
(継続)

JR 六合駅周辺に在る 4 箇所<sup>1</sup>の無料駐輪場は、盗難自転車、放置自転車が減少傾向にあるとのことですが、街の顔とも言うべき駅周辺において、盗難自転車、放置自転車、違法駐輪等が依然として発生していることは、イメージの良いものではありません。

市におかれましては、当面の維持管理の向上を図りながら、有料化を含めた施設整備の方向性について検討を頂いておりますが、より良い生活環境を作るためにも JR 島田駅同様、有人・有料の市営駐輪場の整備について引き続き要望致します。

また、JR 六合駅南口周辺の整備については、都市計画道路道悦旭町線を重点事業として予算要望されるとのことですが、幹線道路網の形成を図るには、JR 六合駅南口周辺との一体的な整備は必要不可欠であると考えます。JR 六合駅と同時期に開業した JR 西焼津駅及び安倍川駅周辺と比較しても、開業・整備に大きな差が現に出ています。

よって、商業・業務機能をはじめ、駐輪場等の駅前機能の充実を早期に具現化するため、現在の用途地域指定（第 2 種低層及び第 2 種中高層住居専用地域）を、例えば近隣商業地域等の用途地域に変更し、高層建築物が立地可能となるよう対応頂きたく併せて要望致します。

(回 答)

六合交番で認知された自転車盗の数は、平成 23 年 31 件、平成 24 年 24 件、本年は 1 月から 10 月末で 19 件となっています。また、六合駅周辺での放置自転車の撤去数は、平成 23 年度 96 台、平成 24 年度 110 台、本年度は 10 月末で 50 台となっています。

盗難及び放置件数は減少傾向にあります。駐輪場の環境改善及び防犯対策を行っていく必要があると考えています。

有人、有料の市営駐輪場の整備につきましては、現在の 4 ヶ所のスペースを考えると、新たな用地の確保が必要になることから、当面は、現在の駐輪場の維持管理の向上を図りながら検討してまいります。

また、JR 六合駅南口周辺の整備につきましては、(都) 道悦旭町線の沿道及び六合駅周辺が、第二種中高層住居専用地域になっており 1,500 m<sup>2</sup>以下の店舗であれば建築が可能であることから、沿道型の商業施設の立地は可能であると考えております。

JR 六合駅周辺地域については、平成 3 年頃に「まちづくり研究会」が発足し、住民とともに駅を中心とした市街化によるまちづくりを検討したものの住民の合意が得られず事業化を断念した経過があります。

現在の六合駅周辺の狭い道路の整備状況及び駅周辺という地域性を考慮した場合、現在の用途地域は適切であると判断しています。ただし、沿道に隣接していない地域については、容積率や建ぺい率などの一部の規制を見直す必要性も認識しているものの、基盤整備が整っていない状況の中での用途地域等の変更は非常に困難な状況です。

(要望項目)

(9)市道谷口道線の拡幅と歩道の整備等（待避所の設置）について（継続）

市道谷口道線は、国道 1 号線バイパス東光寺 IC から市道阿知ヶ谷東光寺線を經由し、国道 1 号線との交差点から谷口橋北交差点までを結ぶ路線として欠かすことのできない主要道路となっており、また、富士山静岡空港開港後は、同空港へのアクセス道路としても重要な役割を担っております。

しかしながら、同路線の幅員は大変狭く、車輦同士の接触事故が度々発生していることに加え、歩道も無く、路側帯も狭隘であるため、歩行者及び自転車等の交通弱者の安全な通行も全く確保されておられません。

過去の要望時において、市としては歩行者・自転車について同路線東側市道を通行させることによる歩車道分離も対応策の一つとして検討されている旨回答を頂いた経緯がありますが、それとて車輦同士の接触事故回避の手立てにはなり得ません。また、同路線沿道には家屋が連続しているため、全面的な拡幅工事には多額な費用がかかり、困難ということは理解出来ますが、少しでも現状を打開するため、引き続き土地所有者への用地提供を積極的に働きかけて頂き、可能な限り同路線の拡幅と歩道の整備等（待避所の設置）を行って頂きたく引き続き要望致します。

(回 答)

静岡空港へのアクセス道路でもあり、交通量が増加し道路の拡幅改良の必要性は十分に認識しておりますが、全線に渡る歩道設置を含めた拡幅改良については、多額の事業費を要するとともに、JR（踏切）横断の改良も大きな課題となっていることから、現時点では困難と考えております。

今後、拡幅改良等の調査検討は行いながら、当面、部分的な拡幅改良が必要な箇所について、地権者の理解が得られれば、用地の取得を行い実施していきたいと考えております。

(要望項目)

(10) 県道河原大井川港線の拡幅及び街路灯の設置について (継続)

県道河原大井川港線は、順次拡幅工事等の改良を行って頂いておりますが、同路線谷口橋以東及び島田市横井 4 丁目地先 (島田球場付近) の幅員が極めて狭隘であることから、大型車輛の擦れ違いには余裕が無く、現に狭隘部分では転落や接触事故が発生する等、危険な状態が続いております。

現状の道路構造のままでは、交通実態に見合った機能が不十分であり、交通の安全性が危惧されるため、同路線の拡幅について引き続き県宛働きかけて頂きたいと要望致します。

また、同路線横井 2 丁目地先は、島田市陸上競技場・サッカー場、ソフトボール場等があるため、同施設を利用する多くの市民が通行しておりますが、昨年同地先付近の横断歩道において、夜間死亡事故が発生している等、大変危険な箇所となっております。

既に、事故発生場所付近には道路管理者により街路灯を設置して頂いたところですが、一般的に同路線の沿道は大変暗いため、見通しが大変悪く、依然として危険な状態であることに変わりありません。

つきましては、同路線沿道の安全確保のため、事故多発現場付近に限らず、可能な限り多くの街路灯が設置できますよう県宛に働きかけて頂きたいと併せて要望致します。

(回 答)

当路線については、昨年度要望をいただきました谷口橋北交差点左折レーン設置は、県により事業を進めていただき、平成 25 年 6 月下旬に完成し、円滑な車両の走行が確保されております。

今後の道路改良については、県から島田金谷線交差点付近及び源助橋付近の改良を優先的に推進していきたいと伺っています。そのため、残り区間である谷口橋以東及び島田市横井 4 丁目地先 (島田球場付近) の拡幅改良については、引き続き県に要望を行ってまいります。

また、街路灯 (道路照明灯) については、本年度横井地先の要望がありました危険な交差点に設置していただきました。今後も同様な危険な交差点について、設置していただけるよう、引き続き県に要望してまいります。

(要望項目)

(11) 東海道新幹線「富士山静岡空港駅」の設置推進について (継続)

本県では、平成 23 年 6 月に静岡市と一体となり中央新幹線整備推進本部を設置し、平成 24 年 2 月には「ふじのくに交通ネットワークビジョン」を策定されました。同ビジョンの中で、本州中部広域ネットワークの拡大の手段として、富士山静岡空港新駅（以下空港新駅）を含めた東海道新幹線の利活用促進策が示されており、今後、このビジョンを踏まえ、JR 東海と互いにメリットが享受出来るよう綿密な意見交換が出来る場づくりに努めて頂いております。

一方で、本県が平成 22 年 12 月に策定された「空港を核としたガーデンシティ構想」の中で、空港新駅の設置案が掲載されておりますが、この場所に設置された場合、JR 及び空港利用者の利便性向上は図られたとしても、空港周辺地域への波及効果は期待出来ません。

よって、空港新駅については、富士山静岡空港の付加価値を高めると共に、空港周辺地域の活性化にも結びつく場所、すなわち島田市側に設置するのが最良と考えます。

市におかれましては、かつて平成 16 年度に県に対して島田市側への空港新駅設置について提案して頂いており、又、今後も地元の要望に沿って取り組むとのことですが、島田市側への空港新駅設置が実現するよう、用地確保を含めた空港新駅設置の可能性及び設置した場合の経済効果等について十分検討した上で、県宛働きかけて頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

新幹線新駅については、平成 10 年度に東海道新幹線静岡空港駅設置期成同盟会が発足し、平成 12 年 8 月の総会において、直下駅案が最適であるとされました。

その後、島田市は、平成 16 年度に、島田側への新駅ターミナルの設置を求め、県に提案した経過があります。

2027 年のリニア新幹線開通後に、空港新駅を設置するというのがこれまでの考え方でありましたが、最近、県では、静岡空港を国の基幹的広域防災拠点として位置付け、大規模災害の際の臨時駅として、あるいは、2020 年の東京オリンピックによる一時的な航空需要増対策、富士山噴火の際の成田・羽田空港等の代替空港として、静岡空港を首都圏空港に位置付け、空港直下（西側開口部）へ臨時駅を整備することについて、国に働きかけているようです。

しかし、地元の皆様からは「新駅は島田市側へ」というご意見が多いことも承知はしております。

県と国の動向を見ながら、東海道新幹線静岡空港駅設置期成同盟会をはじめ、各方面に対して、島田市や空港周辺地域のために最も有益な新駅となるよう、働きかけてまいりたいと考えております。

(要望項目)

(12) 街路灯整備事業の推進について (新規)

本通りを中心とした商店街には街路灯が設置され、交通安全対策や防犯対策に極めて有効な社会基盤として機能し、市民や来客の安心・安全に寄与しています。

しかしながら、その設置状況を見ますと、比較的設備が新しく、明るい(照度が十分)街区がある一方で、かなり老朽化した設備のため、交通安全対策や防犯対策として機能が危惧されるほど暗い(照度が不十分)街区があります。

よって、既存街路灯を全面LED化することにより、照度アップ、交通安全や防犯機能の向上、消費電力の削減、地球温暖化の防止、商店街のイメージアップ等の効果が期待出来ると考えます。

市におかれましては、島田市総合計画実施計画にある「市民が安全・安心に暮らせるまち」・「環境への負荷を低減させるまちづくりの推進」を実効性のあるものするためにも、街路灯の全面LED化を実施して頂きたいと要望いたします。

(回 答)

本通りを中心とした商店街の街路灯につきましては、一部市で管理している箇所を除き、基本的には各商店街が管理、所有しているものと認識しております。

現に七商会においては、島田市商店街連合会を通じて、商店街まちづくり事業事務局の商店街まちづくり補助金を活用し、街路灯のLED化に取り組んでおります。

市といたしましては、補助申請の際に添付する「行政機関からの事業要請書」を作成し、七商会の実施する街路灯のLED化を支援しておりますので、本通りを中心とした商店街の街路灯のLED化につきましても、七商会と同様に支援していきたいと考えております。

(要望項目)

(13) 島田市勤労者住宅資金利子補給金の取扱いについて (新規)

島田市勤労者住宅資金利子補給金は、市内勤労者の住宅建設に要する資金の融通を円滑にするため、市内に自己の住居を建設しようとする勤労者に対して一定期間、利子の一部を補給する制度ですが、取扱い金融機関については、制度趣旨である勤労者福祉の観点から、静岡県労働金庫に限定されております。

他方、一般の住宅ローンについては、様々な特性・特徴及び金利設定等がなされた商品が各金融機関から利用者(勤労者)に対して提供されており、利用者(勤労者)はそれぞれの商品を吟味し、その中から自由に選択できる環境にあります。

つきましては、利用者(勤労者)の商品選択の幅を拡大し、利便性を向上させると共に制度活用の機会を一層高めるため、静岡県労働金庫以外の金融機関も本利子補給金の取扱いが出来ますよう要望致します。

(回 答)

静岡県労働金庫につきましては、労働金庫法に基づく、営利を目的としない労働者の福祉金融機関であります。

このため、労働行政の一端を担うものとして、静岡県労働金庫を対象にした島田市勤労者住宅資金利子補給金を創設した経過があります。

一方、近年では各金融機関から様々な住宅ローン商品が提供され、自由に選択できる状況にあり、利用者の利便性の向上や制度活用の機会を高めるためにも労働金庫以外の金融機関にも本利子補給の取扱いができることが望ましいと認識しておりますが、市の財政状況を考えると、本利子補給の取扱いを拡大することは、現実的に大変厳しいと言わざるを得ません。

また、他市の状況を見ますと、一部には制度自体を廃止したところもあります。

今後、近隣市町の動向や財政状況など、多方面から検討・協議していきたいと考えております。

(要望項目)

(14) 定住人口の増加及び住宅関連産業の需要下支えのための市独自の新たな施策について  
(新規)

少子高齢化を迎え、島田市の将来にわたる持続的な発展や経済活性化を考えた時、定住人口の増加は重要な政策課題の一つと思われます。

一方、平成 26 年4月に予定されております消費税率の引き上げについては、引上げ後に危惧される需要の縮小、価格転嫁問題等が懸念されておりますが、販売金額が高額となる住宅関連産業には深刻な影響が予想されます。

市におかれましては、かつて市独自の新築・リフォーム奨励金等、志太榛原地域では先駆けた施策を講じて頂いた経過もありますが、現時点ではその施策も廃止されております。

つきましては、定住人口の増加と住宅関連産業の需要の下支えのため、住宅の新築・リフォームに対する助成、或いは太陽光発電を始とする省エネルギーに繋がる設備の導入に対する助成等、市独自の施策を積極的に導入されるよう要望致します。

(回 答)

定住人口を増加させるには子育て世代の流入が必要だと考えています。

このため、市では現在策定中の総合計画後期基本計画において、子育て支援に関する施策を充実させるほか、企業立地などを進めて雇用の場を確保していくことを重点プロジェクトとして取り組みます。

御提案の太陽光発電設備に係る助成は現在も行っており、今後も継続していく予定です。

定住人口を増加させるため、「選ばれるまち島田」を目指して、住みやすい、住み続けることができる施策を検討し展開していきます。

(要望項目)

(15) 島田市地域産業振興補助金に係る予算額の大幅な増額について (新規)

市におかれましては、島田市地域産業振興補助金を設け、中小企業者等の設備及び施設の整備等に対して支援を行って頂いており、その実績は、平成 23 年度 5 件 (総額 330 万)、24 年度 7 件 (総額 400 万)、25 年度 14 件 (総額 800 万) と申込件数の増加に応じて予算も拡大して頂いておりますが、平成 24・25 年度については、それぞれ年度始めに予算額に達する程、非常に需要の高い補助金であります。

つきましては、厳しい経営環境におかれている中小企業の設備投資意欲を喚起すると共に、経営基盤の強化を図るため、より多くの市内中小企業者が利用出来ますよう可能な限り予算額を大幅に増額して頂きたいと要望致します。

(回 答)

御承知いただいているとおり、当該補助金につきましては、非常に需要の高い補助金であり、市といたしましても、平成 23 年度以降、毎年度増額してまいりました。特に平成 25 年度には前年度の 2 倍となる 800 万円の予算を計上しましたが、それでも年度当初には予算額を超える申し込みがあったものです。

厳しい財政状況の中ではありますが、予算額の増額につきましては、中小企業者等の支援のため、可能な限り実施していきたいと考えております。



(要望項目)

(16) 小水力発電の普及促進について (新規)

平成 23 年 3 月の東日本大震災を踏まえ、我が国のエネルギー政策は、その転換や見直しが迫られ、極めて重要な課題として様々な議論が行われ現在に至っております。こうした中で、環境への負荷の少ない再生可能エネルギーは、地球温暖化対策やエネルギーの安定供給の確保に資する等、将来にわたり安全・安心で持続可能な社会を構築する上で、重要な役割を担っているとされており、また、このような認識の下で、それぞれの地域において活用可能なエネルギーの開発が進められようとしております。

このような中、農林水産省が大井川土地改良区の農業用水を利用した小水力発電所を市内伊太地区に建設され、本年 7 月に稼動したところでありますが、農業用水を始めとした水利に大変恵まれた本市にとって、小水力は、正に次代を担う地域エネルギーとして活用出来る重要な資源であります。

市におかれましては、小水力を活用した発電を本市の新たな地域エネルギーとして普及させるため、研究開発に取り組むと共に、小水力発電の技術開発や施設建設等に対して支援されますよう要望致します。

(回 答)

現在、伊太地区に小水力発電所が設置されているほか、大井川土地改良区が六合地区において小水力発電の実証実験を実施しました。自然エネルギーの活用は今後も不可欠な課題であることから、発電に適した場所等も含めて検討していく必要があると考えています。